

学習方法の選択期間における給食費対応

日頃より本校の教育活動へのご理解とご協力ありがとうございます。感染症対策に伴い実施している学習方法（登校給食あり・登校給食なし・リモート学習）の選択期間の給食費につきまして、下記の通り対応させていただきます。よろしくお願いたします。

記

1 2月の口座振替日について

- ①当初2月17日（木）を予定していましたが、口座振替日を2月28日（月）に変更させていただきます。
- ②就学援助及び生活保護の対象家庭は、例月通り学校口座で給食費をお預かりしていますので、口座振替はありません。
- ③1月に未納があったご家庭については、予定通り2月17日（木）に再振替をします。必ず未納分の金額を口座に入金しておいてください。（対象家庭には、別途ご案内しました。）

2 振替金額について

- ①9月1日～10日まで臨時休校となった分の給食費（8日分）は、2月の徴収額から減額調整します。
※補足：9月13日～30日までの間にリモート学習を選択された家庭の給食費（就学援助及び生活保護の対象家庭を除く）は、10月の徴収額から減額調整済みです。
- ②1月下旬～2月末までの間でリモート学習等を選択したご家庭には、給食を食べなかった日のうち、返金可能な日数分を2月の徴収額から減額調整します。

発注の都合上、発注日を過ぎた分の給食費はお返しできません。給食費の返金対応が可能であるのは、担任に申し出のあった日の翌日から起算して4日目（土日祝を除く）以降で、連続する5日以上欠食する場合です。（足立区統一のルールです。4月24日配付文書でお知らせしています。）従いまして、期日（1月25日）までにリモート学習等の希望を提出された家庭は、1月28日（金）以降に5日以上連続してお休みされた分の給食費が返金対象となります。あとから追加でリモート学習等を希望された場合は、同様に申し出のあった日から計算をしますのでご承知おきください。

- ③上記の①と②の合計金額が、1か月分の給食費を越えた場合は、超過日数分の金額を保護者の方へ返金致します。返金方法及び日程に関しては、後日個別にご案内します。
- ④3月以降も学習方法の選択期間が延長された場合は、3月に給食を食べなかった日数分の金額について返金方法及び日程を、後日ご案内いたします。
- ⑤就学援助及び生活保護の対象家庭は、給食を喫食しなかった日の給食費について区の規定に従って、学校の事務担当より区の担当課へ返納させていただきます。